

表-1-1 「環境対応型ウレタン防水材システム・認定基準：Rタイプ」

対象		試験項目	基準	提出資料	試験条件	試験方法
品質基準	ウレタン防水材	JIS A 6021 全項目	試験結果が JIS A 6021 の性能規格値に合格していること または JIS A 6021適合製品	試験機関による JIS A 6021 全項目の報告書 または JIS適合確認書	JIS A 6021による	JIS A 6021
	保護仕上塗料	耐候性	色：グレーまたは申請者の指定色 光沢保持率：平均80%以上	試験機関による試験報告書	JIS A 1415 (オープンフレームカーボンアーク) 暴露：500時間 (WS-A法)	JIS K 5600-4-7 鏡面光沢度
		耐水接着性	分類：0 (カットの縁が完全に滑らかで、どの格子の目にもはがれがない。)	試験機関による試験報告書	カットの間隔：2mm 浸水条件：50°C×168hr 浸漬後、標準状態に24hr放置	JIS K 5600-5-6 付着性 (クロスカット法)
	プライマー	耐水接着性	はく離接着強度：平均50N/25mm以上 (水浸漬後) かつ いずれかの部材の材料破壊 (凝集破壊)	試験機関による試験報告書	浸水条件：23°C×168hr 浸漬後、標準状態に24hr放置	JIS K 6854-2 180度はく離
	接着剤	耐水接着性	はく離接着強度：平均40N/25mm以上 (水浸漬後) または 通気緩衝シートの100%材料破壊 (凝集破壊)	試験機関による試験報告書	浸水条件：23°C×168hr 浸漬後、標準状態に24hr放置	JIS K 6854-2 180度はく離
環境基準	溶剤		「労働安全衛生法施行令 別表第6-2」に規定されている溶剤を“使用していない”こと	「溶剤チェックシート」 及び「環境基準遵守確認書」		
	化学物質		環境省「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-EXTEND2010-」 ならびに厚生労働省「シックハウス対象物質に関する指針」 (最新版) にリストアップされている物質を“使用していない”こと	「化学物質チェックシート」 及び「環境基準遵守確認書」		
容器	リユース・リサイクル対応容器		容器の大部分が再利用又は再資源化が可能なもの	「環境基準遵守確認書」		

1. 防水材システムには、施工対象部位 (平場・立上り等) ごとの工法を、総て試験対象とすること
2. 試験体は、全ての試験項目において公共建築協会「公共建築工事標準仕様書」における当該適用部位の仕様 (X-1, X-2) により作製すること (JIS A 6021による試験を除く)
3. 環境基準における“使用していない”状態とは、配合設計意図に含まれず、製造工程上および施工時において混入しないことが確認されていることをいう

表-1-2 「環境対応型ウレタン防水材システム・認定基準：Nタイプ」

対象		試験項目	基準	提出資料	試験条件	試験方法
品質基準	ウレタン防水材	JIS A 6021 全項目	試験結果が JIS A 6021 の性能規格値に合格していること または JIS A 6021適合製品	試験機関による JIS A 6021 全項目の報告書 または JIS適合確認書	JIS A 6021による	JIS A 6021
	保護仕上塗料	耐候性	色：グレーまたは申請者の指定色 光沢保持率：平均80%以上	試験機関による試験報告書	JIS A 1415 (オープンフレームカーボンアーク) 暴露：500時間 (WS-A法)	JIS K 5600-4-7 鏡面光沢度
		耐水接着性	分類：0 (カットの縁が完全に滑らかで、どの格子の目にもはがれがない。)	試験機関による試験報告書	カットの間隔：2mm 浸水条件：50°C×168hr 浸漬後、標準状態に24hr放置	JIS K 5600-5-6 付着性 (クロスカット法)
	プライマー	耐水接着性	はく離接着強度：平均50N/25mm以上 (水浸漬後) かつ いずれかの部材の材料破壊 (凝集破壊)	試験機関による試験報告書	浸水条件：23°C×168hr 浸漬後、標準状態に24hr放置	JIS K 6854-2 180度はく離
	接着剤	耐水接着性	はく離接着強度：平均40N/25mm以上 (水浸漬後) または 通気緩衝シートの100%材料破壊 (凝集破壊)	試験機関による試験報告書	浸水条件：23°C×168hr 浸漬後、標準状態に24hr放置	JIS K 6854-2 180度はく離
環境基準	溶剤		「労働安全衛生法施行令 別表第6-2」に規定されている溶剤を“使用していない”こと	「溶剤チェックシート」 及び「環境基準遵守確認書」		
	化学物質		環境省「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-EXTEND2010-」 ならびに厚生労働省「シックハウス対象物質に関する指針」 (最新版) にリストアップされている物質を“使用していない”こと	「化学物質チェックシート」 及び「環境基準遵守確認書」		

1. 防水材システムには、施工対象部位 (平場・立上り等) ごとの工法を、総て試験対象とすること
2. 試験体は、全ての試験項目において公共建築協会「公共建築工事標準仕様書」における当該適用部位の仕様 (X-1, X-2) により作製すること (JIS A 6021による試験を除く)
3. 環境基準における“使用していない”状態とは、配合設計意図に含まれず、製造工程上および施工時において混入しないことが確認されていることをいう